

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

1 概要

医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築に向け、組織規程について所要の改正を行う。

2 改正の主な内容（詳細については、別添「新旧対照表」及び「組織図」に記載）

所属名	内容	改正条項
本部	<ul style="list-style-type: none"> 「業務執行理事」の職を廃止する。 	第7条の2
各病院	<ul style="list-style-type: none"> 「院長補佐」の職を廃止する。 	第17条第1項、第2項
精神医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 「病院長」の職を廃止する。 	第15条第1項
がんセンター	<ul style="list-style-type: none"> がんセンターを「事務局」「病院」「臨床研究所」の三つの組織に分ける。 <事務局> <ul style="list-style-type: none"> 「総務課」を「総務企画課」に変更する。 「経営企画課」を「財務経営課」に変更する。 「医事課」を「医事・診療情報管理課」に変更する。 緩和ケア・患者支援部の一機能であった地域連携業務を事務局へ移管し、「地域連携課」を新設する。 <病院> <ul style="list-style-type: none"> 「緩和ケア・患者支援部」を「患者支援部」に変更する。 患者支援部に「患者医療対話推進室」を新設する。 医療管理部の「治験管理室」を「新規治療開発支援センター」に変更する。 医療局の「血液内科」及び「腫瘍内科」を統合し、「血液・腫瘍内科」に変更する。 医療局放射線治療科の「放射線腫瘍科」、「重粒子線治療科」を統合する。 医療局に「がんゲノム診療科」を新設する。 「がんゲノム診療センター」を新設する。 重粒子線治療センターの「物理工学科」を医療技術部に移管する。 <その他> <ul style="list-style-type: none"> 「企画情報部」を廃止する。 	第13条第1項、第2項 第15条第1項、第2項

3 施行期日

平成31年4月1日

ただし、「治験管理室」を「新規治療開発支援センター」に変更する改正については同年6月1日から施行する。

以上

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）	旧（改正前）																						
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第7条の2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、顧問及び担当局長を置くことができる。</p> <p>第7条の3～第12条（略）</p> <p>（がんセンター）</p> <p>第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の病院（本条並びに第15条第3項及び第4項における病院とはがんセンターに設置する病院をいう。）、研究所、局、部、センター、課、科及び室を置く。</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第7条の2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、<u>業務執行理事</u>、顧問及び担当局長を置くことができる。</p> <p>第7条の3～第12条（略）</p> <p>（がんセンター）</p> <p>第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の局、部、センター、<u>研究所</u>、課、科及び室を置く。</p>																						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="154 625 350 861"></td> <td data-bbox="350 625 667 861">事務局</td> <td data-bbox="667 625 1249 861"> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 財務経営課 医事・診療情報管理課 地域連携課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="154 861 350 1318">病院</td> <td data-bbox="350 861 667 1318">患者支援部</td> <td data-bbox="667 861 1249 1318"> <ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター 患者医療対話推進室 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="350 1318 667 1428">医療管理部</td> <td data-bbox="667 1318 1249 1428"> <ul style="list-style-type: none"> 医療安全推進室 感染制御室 医療の質評価推進室 放射線治療品質保証室 新規治療開発支援センター </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="350 1428 667 2011">医療局</td> <td data-bbox="667 1428 1249 2011"> <ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液・腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 </td> </tr> </table>		事務局	<ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 財務経営課 医事・診療情報管理課 地域連携課 	病院	患者支援部	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター 患者医療対話推進室 		医療管理部	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全推進室 感染制御室 医療の質評価推進室 放射線治療品質保証室 新規治療開発支援センター 		医療局	<ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液・腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1537 583 1855 730">事務局</td> <td data-bbox="1855 583 2418 730"> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 経営企画課 医事課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 730 1855 823">企画情報部</td> <td data-bbox="1855 730 2418 823"> <ul style="list-style-type: none"> 企画調査室 教育研修室 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 823 1855 1045">緩和ケア・患者支援部</td> <td data-bbox="1855 823 2418 1045"> <ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1045 1855 1276">医療管理部</td> <td data-bbox="1855 1045 2418 1276"> <ul style="list-style-type: none"> 治験管理室 医療安全推進室 放射線治療品質保証室 医療の質評価推進室 感染制御室 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1276 1855 2011">医療局</td> <td data-bbox="1855 1276 2418 2011"> <ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液内科 腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 婦人科 </td> </tr> </table>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 経営企画課 医事課 	企画情報部	<ul style="list-style-type: none"> 企画調査室 教育研修室 	緩和ケア・患者支援部	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター 	医療管理部	<ul style="list-style-type: none"> 治験管理室 医療安全推進室 放射線治療品質保証室 医療の質評価推進室 感染制御室 	医療局	<ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液内科 腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 婦人科
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 総務企画課 財務経営課 医事・診療情報管理課 地域連携課 																					
病院	患者支援部	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター 患者医療対話推進室 																					
	医療管理部	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全推進室 感染制御室 医療の質評価推進室 放射線治療品質保証室 新規治療開発支援センター 																					
	医療局	<ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液・腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 																					
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 経営企画課 医事課 																						
企画情報部	<ul style="list-style-type: none"> 企画調査室 教育研修室 																						
緩和ケア・患者支援部	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアセンター 患者支援センター アピアランスサポートセンター リハビリテーションセンター 																						
医療管理部	<ul style="list-style-type: none"> 治験管理室 医療安全推進室 放射線治療品質保証室 医療の質評価推進室 感染制御室 																						
医療局	<ul style="list-style-type: none"> 循環器内科 糖尿病内科 呼吸器内科 呼吸器外科 血液内科 腫瘍内科 消化器内科 消化器外科 精神腫瘍科 脳神経外科 頭頸部外科 眼科 形成外科 皮膚科 乳腺内分泌外科 婦人科 																						

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）		旧（改正前）	
	婦人科		泌尿器科
	泌尿器科		骨軟部腫瘍外科
	骨軟部腫瘍外科		放射線診断・IVR科
	放射線診断・IVR科		放射線治療科
	放射線治療科		放射線腫瘍科
			重粒子線治療科
	東洋医学科 （漢方サポートセンター）		東洋医学科 （漢方サポートセンター）
	免疫療法科 （がんワクチン・免疫センター）		免疫療法科 （がんワクチンセンター）
	麻酔科		麻酔科
	ICU科		ICU科
	緩和ケア内科		緩和ケア内科
	歯科口腔外科		歯科口腔外科
	リハビリテーション科		リハビリテーション科
	病理診断科		病理診断科
	輸血医療科		輸血医療科
	遺伝診療科		遺伝診療科
	がんゲノム診療科		
	がんゲノム診療センター		
	重粒子線治療センター	重粒子線治療センター	重粒子線治療センター
			物理工学科
			重粒子線治療管理室
医療技術部	放射線診断技術科	医療技術部	放射線診断技術科
	放射線治療技術科		放射線治療技術科
	物理工学科		検査科
	検査科		栄養管理科
	栄養管理科		薬剤科
	薬剤科		臨床工学科
	臨床工学科		
看護局	外来看護科	看護局	外来看護科
	手術看護科		手術看護科
	3 E病棟看護科		3 E病棟看護科
	3 S病棟看護科		3 S病棟看護科
	4 E病棟看護科		4 E病棟看護科
	4 W病棟看護科		4 W病棟看護科
	5 E病棟看護科		5 E病棟看護科
	5 W病棟看護科		5 S病棟看護科
	6 E病棟看護科		6 E病棟看護科
	6 W病棟看護科		6 W病棟看護科
			7 E病棟看護科

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）			旧（改正前）		
		7 E病棟看護科		7 W病棟看護科	
		7 W病棟看護科		看護教育科	
		看護教育科			
	生体試料センター		生体試料センター		
臨床研究所		がん生物学部	臨床研究所	がん生物学部	
		がん分子病態学部		がん分子病態学部	
		がん治療学部		がん治療学部	
		がん予防・情報学部		がん予防・情報学部	
		がん免疫療法研究開発学部		がん免疫療法研究開発学部	
<p>2 前項の病院、研究所、局、部、センター、課、科及び室は、次の事務を分掌する。</p> <p>事務局</p> <p>総務企画課</p> <p>(1) 所の運営の調整に関すること。</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>(3) 広報に関すること。</p> <p>(4) 印章に関すること。</p> <p>(5) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。</p> <p>(7) 所内の取締りに関すること。</p> <p>(8) 寄付又は贈与、ボランティア活動の調整に関すること。</p> <p>(9) 訴訟に関すること。</p> <p>(10) 所内情報ネットワークの運営に関すること。</p> <p>(11) 人事に関すること。</p> <p>(12) 職員の教育及び研修（看護局の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(13) 医療関係技術者の受入れ及び研修に関すること。</p> <p>(14) 図書室の運営に関すること。</p> <p>(15) その他他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しないこと。</p> <p>財務経営課</p> <p>(1) 出納及び資金計画に関すること。</p> <p>(2) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(3) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(4) 固定資産の減価償却に関すること。</p> <p>(5) 物品の調達及び処分に関すること。</p> <p>(6) 経営分析及び経営改善に関すること。</p> <p>医事・診療情報管理課</p> <p>(1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関すること。</p> <p>(2) 窓口徴収に関すること。</p> <p>(3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関すること。</p> <p>(4) 施設基準適用の調整及び届出等に関すること。</p> <p>(5) 院内がん登録に関すること。</p>			<p>2 前項の局、部、センター、<u>研究所</u>、課、科及び室は、次の事務を分掌する。</p> <p>事務局</p> <p>総務課</p> <p>(1) 所の運営の調整に関すること。</p> <p>(2) 印章に関すること。</p> <p>(3) 人事に関すること。</p> <p>(4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関すること。</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。</p> <p>(6) 所内の取締りに関すること。</p> <p>(7) 訴訟に関すること。</p> <p>(8) その他他の局、部、センター、<u>研究所</u>、課、科及び室の主管に属しないこと。</p> <p>経営企画課</p> <p>(1) 中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>(2) 出納及び資金計画に関すること。</p> <p>(3) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(4) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(5) 固定資産の減価償却に関すること。</p> <p>(6) 物品の調達及び処分に関すること。</p> <p>医事課</p> <p>(1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関すること。</p> <p>(2) 窓口徴収に関すること。</p> <p>(3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関すること。</p> <p>企画情報部</p> <p>企画調査室</p> <p>(1) <u>がんの診療及び研究の総合的企画及び調整に関すること。</u></p>		

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(6) <u>病歴管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>診療記録の管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>医療情報システムの整備及び運営に関すること。</u></p> <p>地域連携課</p> <p>(1) <u>診療情報の収集、分析に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域の医療機関との連携調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>がんの診療及び研究の連携及び調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>都道府県がん診療連携拠点病院に関すること。</u></p> <p>病院</p> <p>患者支援部</p> <p>緩和ケアセンター</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>患者支援センター</p> <p>(1) <u>入退院支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>患者・家族の相談支援に関すること。</u></p> <p>アピアランスサポートセンター</p> <p>(1) (略)</p> <p>リハビリテーションセンター</p> <p>(1) (略)</p> <p>患者医療対話推進室</p> <p>(1) <u>患者との対話の推進に関すること。</u></p> <p>医療管理部</p> <p>医療安全推進室</p> <p>(略)</p> <p>感染制御室</p> <p>(略)</p> <p>医療の質評価推進室</p> <p>(略)</p> <p>放射線治療品質保証室</p> <p>(略)</p> <p>新規治療開発支援センター</p> <p>(1) <u>新規治療の開発支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>治験管理に関すること。</u></p> <p>医療局</p> <p>(略)</p> <p>血液・腫瘍内科</p> <p>(1) <u>患者の血液の診療に関すること。</u></p> <p>(2) <u>患者のがん薬物療法に関すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) <u>病歴管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>広報に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文献、図書その他の資料の収集、編集及び保管に関すること。</u></p> <p>教育研修室</p> <p>(1) <u>医療関係職員（看護職員を除く。）の教育及び研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>医療関係技術者の受入れ及び研修に関すること。</u></p> <p>緩和ケア・患者支援部</p> <p>緩和ケアセンター</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>患者支援センター</p> <p>(1) <u>患者・家族の相談支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>診療情報の収集、分析に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域の医療機関との連携調整に関すること。</u></p> <p>アピアランスサポートセンター</p> <p>(1) (略)</p> <p>リハビリテーションセンター</p> <p>(1) (略)</p> <p>医療管理部</p> <p>治験管理室</p> <p>(1) <u>治験管理に関すること。</u></p> <p>医療安全推進室</p> <p>(略)</p> <p>放射線治療品質保証室</p> <p>(略)</p> <p>医療の質評価推進室</p> <p>(略)</p> <p>感染制御室</p> <p>(略)</p> <p>医療局</p> <p>(略)</p> <p>血液内科</p> <p>(1) <u>患者の血液の診療に関すること。</u></p> <p>腫瘍内科</p> <p>(1) <u>患者のがん薬物療法に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>放射線治療科</p>

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>放射線治療科</p> <p>(1) 放射線の治療に関すること。</p> <p>(2) <u>重粒子線治療に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>がんゲノム診療科</u></p> <p>(1) <u>がんゲノム診療に関すること。</u></p> <p><u>がんゲノム診療センター</u></p> <p>(1) <u>がんゲノム医療の相談支援及び地域連携に関すること。</u></p> <p>(2) <u>がんゲノム医療に関する情報の収集及び管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>エキスパートパネルの運営に関すること。</u></p> <p>重粒子線治療センター</p> <p>重粒子線治療管理室</p> <p>(1) 重粒子線治療施設の管理に関すること。</p> <p>医療技術部</p> <p>放射線診断技術科</p> <p>(略)</p> <p>放射線治療技術科</p> <p>(略)</p> <p><u>物理工学科</u></p> <p>(1) 重粒子線装置の管理に関すること。</p> <p>検査科</p> <p>(略)</p> <p>栄養管理科</p> <p>(略)</p> <p>薬剤科</p> <p>(略)</p> <p>臨床工学科</p> <p>(略)</p> <p>看護局 (略)</p> <p>生体試料センター (略)</p> <p>臨床研究所 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(病院における職)</p> <p>第15条 <u>こども医療センター及びがんセンターに総長、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターに所長並びに足柄上病院に病院長を置く。</u></p> <p>2 前項に規定する総長、所長及び病院長（以下「総長等」という。）は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監</p>	<p><u>放射線腫瘍科</u></p> <p>(1) 放射線の治療に関すること。</p> <p><u>重粒子線治療科</u></p> <p>(1) <u>重粒子線治療に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>重粒子線治療センター</p> <p><u>物理工学科</u></p> <p>(1) 重粒子線装置の管理に関すること。</p> <p>重粒子線治療管理室</p> <p>(1) 重粒子線治療施設の管理に関すること。</p> <p>医療技術部</p> <p>放射線診断技術科</p> <p>(略)</p> <p>放射線治療技術科</p> <p>(略)</p> <p>検査科</p> <p>(略)</p> <p>栄養管理科</p> <p>(略)</p> <p>薬剤科</p> <p>(略)</p> <p>臨床工学科</p> <p>(略)</p> <p>看護局 (略)</p> <p>生体試料センター (略)</p> <p>臨床研究所 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(病院における職)</p> <p>第15条 <u>循環器呼吸器病センターを除く病院に病院長を、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長を置き、こども医療センター及びがんセンターには総長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項に規定する総長、所長及び病院長（総長及び所長を置く場合を除く。以下「総長等」という。）は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

組織規程（新旧対照表）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>督する。</p> <p><u>3 こども医療センター及びがんセンターに病院長を置く。</u></p> <p><u>4 理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。</u></p> <p>第 16 条 病院に設けられた局に局長を、臨床研究所に研究所長を、施設に施設長を、センターにセンター長を、部に部長を、室に室長を、課に課長又は主幹若しくは技幹を、科に科長（医療技術部及び循環器呼吸器センター医療技術局に置かれる科にあつては部長又は科長。第 2 項において同じ。）を置く。</p> <p>2 病院長（<u>足柄上病院を除く。</u>）、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 課長、科長及び室長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。</p> <p>4 副院長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は総長等が指示する重要な特定の事務を掌理する。</p> <p>5 主幹及び技幹は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、上司の職務遂行を補佐する。</p> <p>第 17 条 理事長は、必要と認めるときは、病院に課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐、室長補佐及び科長補佐は、課長、室長又は科長を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第 18 条～第 22 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p><u>この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の表中病院医療管理部新規治療開発支援センターの項に係る改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表 1（第 4 条関係） （略）</p> <p>別表 2（第 20 条関係） （略）</p>	<p><u>3 理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。</u></p> <p>第 16 条 病院に設けられた局に局長を、臨床研究所に研究所長を、施設に施設長を、センターにセンター長を、部に部長を、室に室長を、課に課長又は主幹若しくは技幹を、科に科長（医療技術部及び循環器呼吸器センター医療技術局に置かれる科にあつては部長又は科長。第 2 項において同じ。）を置く。</p> <p>2 病院長（<u>総長又は所長が在任する病院の病院長に限る。</u>）、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 課長、科長及び室長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。</p> <p>4 副院長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は総長等が指示する重要な特定の事務を掌理する。</p> <p>5 主幹及び技幹は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、上司の職務遂行を補佐する。</p> <p>第 17 条 理事長は、必要と認めるときは、病院に<u>院長補佐</u>、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。</p> <p>2 <u>院長補佐</u>、課長補佐、室長補佐及び科長補佐は、<u>病院長</u>、課長、室長又は科長を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。</p> <p>3～8 （略）</p> <p>第 18 条～第 22 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p>別表 1（第 4 条関係） （略）</p> <p>別表 2（第 20 条関係） （略）</p>

がんセンター組織図(新旧対照表)

